

**令和6年度採用
面接相談員（パートタイム会計年度任用職員）募集要項
野田市福祉部生活支援課**

【選考B】

1 受付期間

令和6年4月25日（木）から採用者決定まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

2 応募資格及び募集人員等

- (1) 職 種 面接相談員（パートタイム会計年度任用職員）
- (2) 募集人員 1名
- (3) 応募資格 生活保護関係業務の相当の経験を有する者等（下記の又は②に該当する者）
 - ① 福祉事務所の所長、担当課長、査察指導員及び現業員等の生活保護事務に係る3年以上の経験がある者。ただし、社会福祉行政若しくは社会福祉施設における相談業務又はその社会福祉に係る相談業務に従事した経験についても、業務内容を考慮して、必要な3年以上の経験の中を含めることができる。
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者にあつては、相談業務に係る実務経験が1年以上の者。
- (4) 勤務場所 野田市役所生活支援課
- (5) 業務内容 生活保護法に係る新規相談者等に対する面接相談及び面接記録作成、生活保護の新規申請受付業務

3 応募手続等

- (1) 応募手続 所定の応募用紙に申込前6か月以内に撮影した写真を貼付し、野田市役所（本庁舎）1階生活支援課の窓口へ提出してください。
- (2) 選考試験
 - ① 試験日時 受付状況により日程をお知らせいたします。
 - ② 試験会場 野田市役所1階生活支援課相談室
 - ③ 選考試験 面接試験（10分程度）
- (3) 採用決定 選考試験の結果により合否を判定し、全員に通知

4 勤務条件

- (1) 勤務日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで（実働7時間、休憩1時間）※時間外勤務を命ぜられる可能性があります。
- (2) 休 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）
- (3) 給 与 等
 - ・報 酬 時間給 1,800円
 - ・期末・勤勉手当 有り（別に定める基準により支給 ※勤務期間、勤務時間により支給対象外となる場合があります。）
 - ・通勤手当 有り（別に定める基準により支給）
 - ・その他手当 有り（時間外休日夜間勤務手当等については、別に定める基準により支給）※退職手当は支給対象外

（裏面に続きます）

- (4) 休 暇 ・年次休暇 有り
 ・特別休暇 夏期休暇、子育て支援休暇、短期介護休暇等
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償
- (6) 採用時期 令和6年6月上旬以降随時
- (7) 任用期間 任用開始日から令和7年3月31日までの間
※令和7年度について再度の任用の可能性有り（勤務成績が良好な場合等）
- (8) そ の 他 採用後、1 か月は条件付き採用期間となります。
 ※1月の勤務日数が15日に満たない場合、その日数が15日に達するまでの期間が条件付き採用期間となります。

5 注意事項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 野田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 ※平成11年改正前の民法の規程による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格事項に該当します。

6 その他

この選考試験の結果等については、口頭で閲覧の申出をすることができます。電話・はがき等による閲覧の申出はできませんので、受験者本人であることを確認できる運転免許証等を持参のうえ、直接閲覧場所までお越しください。

閲覧の申出を請求できる人	閲覧内容	閲覧期間・閲覧場所
試験不合格者 (本人に限る)	総合得点及び 総合順位	合否通知発送の日から1か月間 福祉部 生活支援課

<問合せ・提出先>
 野田市役所 福祉部 生活支援課 保護係
 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
 電話：04-7123-1091（直通）